

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年9月まで
② 昭和48年10月から51年3月まで

申立期間①については、両親と同居し、母親がA市B町の納付組織に納付していたことを覚えている。両親は納付済みで、自分だけ未納となっている。

申立期間②については、昭和48年*月に結婚し、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたのに、妻だけが納付済みで、自分は未納となっている。

申立期間について、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和51年2月頃に払い出されていることが確認できることから、加入手続が行われた51年2月時点において、申立期間①及び申立期間②のうち48年10月から同年12月までの期間については、既に時効が到来しているため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、申立期間の前後を通じて継続してA市に居住しているなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないほか、申立期間①について、加入手続等を行ってくれていたとする母親は、既に死亡しており、申立期間②について、夫婦二人

分の保険料を納付してくれていたとする申立人の元の妻は、「結婚後しばらくは実家の両親が保険料を納付してくれていたと思う。」また、「夫婦二人分の保険料を納付し始めた時期については記憶が定かではない。」と供述しており、申立期間における加入手続やその後の保険料納付の状況について確認することができない。

加えて、申立人が現在所持している国民年金手帳はオレンジ色（昭和49年11月以降使用）であるほか、同年金手帳、国民年金被保険者原票及びA市作成の国民年金被保険者名簿には、結婚（48年*月）後の住所しか記載されていないことから、申立期間①当時に母親が国民年金への加入手続を行ってくれていたとする申立人の主張と矛盾する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年8月1日まで
申立期間について、脱退手当金の支給記録が有るが、私は、脱退手当金の制度自体を知らず、請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和35年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定は通算年金制度が創設される前であり、当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金の受給はできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和59年3月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録では、申立期間の前に厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金未支給期間）が有るが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、当該期間に係る脱退手当金が支給された旨の記載がなされている。これは、昭和46年8月に旧台帳に記載されている給付記録の有効性についての運用上の基準が定められたことにより、当該運用基準に基づき、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を確認した結果、記載不備等により支給記録が取り消されたことによるものと考えられる。一方、厚生年金保険法では、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることから、脱退手当金支給以前に一般的に未支給期間は存在しないが、申立期間に係る脱退手当金の

支給事務が行われた当時においては、前述の未支給期間は、既に脱退手当金が支給されたものとして取り扱われていたと考えられることから、現在の加入記録において、申立期間の前に脱退手当金の未支給期間が有ることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 506 (事案 444 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

夫の弟から、「昭和 33 年 10 月、就職試験を受ける際、兄が住んでいた A 市の会社の寮に泊めてもらった。」との話を聞いた。当時、夫は B 社 (現在は、C 社) D 支社か E 社に勤務していたはずなので、いずれかの会社の寮のはずである。

申立期間は、B 社 D 支社か E 社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、未加入となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 前回、申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 10 月頃から 34 年 2 月 1 日までの期間について、F 社 (現在は、G 社) に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとの申立てを行っている。しかし、前回の申立期間について、雇用保険の加入記録により、F 社に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人と同時期に F 社に勤務していた同僚 3 人は、いずれも申立人と同様に雇用保険に加入後、1 か月から 5 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できること、ii) 前記同僚のうち生存する 2 人に照会したところ、「F 社では採用後しばらくの間は試用期間があった。」と供述しているところ、2 人が回答した試用期間は、雇用保険の加入日と厚生年金保険の加入日の差におおむね一致していること、iii) F 社は、「当時の記録が残っていないので分からない。」と回答しているが、これらの状況から、同社は、従業員について、入社とほぼ同時に雇用保険に加入させ、数か月の試用期間の後、厚生年金保険の加入手続を行っていたと推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 18 日付で、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、申立人の弟から、「昭和 33 年 10 月、就職試験を受ける際、兄が住んでいた A 市の会社の寮に泊めてもらった。」との話を聞き、申立期間において、夫は、B 社 D 支社か E 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと思うとして再申立てを行ったものである。

2 申立人の弟に照会したところ、「私が高校 3 年生の昭和 33 年秋に、A 市で就職試験を受けるために泊めてもらったのは、木造の独身寮のような建物であった。兄は、B 社 D 支社か E 社に勤務していたので、どちらかの社員寮ではないかと思うが、表札等を確認したわけではないので、はっきりしたことは分からない。」旨回答しており、33 年秋に申立人が A 市に居住していたことは推認できるものの、申立人の申立期間における勤務実態の詳細については、申立人の弟からは確認できない。

3 B 社 D 支社において、申立期間当時同社に勤務し、かつ、申立人の同社に係る厚生年金保険の加入期間（昭和 27 年 7 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで）と重複していない 5 人の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、C 社が保管する昭和 32 年の職員名簿に申立人の氏名は見当たらない上、同社は、当該職員名簿以外に当時の資料を保管していないことから、申立人が申立期間に B 社 D 支社に勤務し、事業主から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立期間において、B 社 D 支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られない。

4 E 社において、申立期間当時同社に勤務していた 3 人の元従業員に照会したところ、申立人の同社に係る厚生年金保険の加入期間（昭和 28 年 5 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで）と重複していない 1 人は申立人を記憶していなかったが、重複している 2 人は、「E 社は B 社の子会社であり、B 社の寮には E 社の社員も入寮できた。時期は覚えていないが、申立人は、E 社に在籍していたと思う。」、「申立人と同姓の社員を覚えている。」とそれぞれ回答している。

しかし、E 社は、昭和 47 年 1 月 12 日に閉鎖登記されており、当時の事業主は既に死亡している上、C 社も E 社に係る資料は無く不明としていることから、申立人が申立期間、E 社に勤務し、事業主から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間において、E 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られない。

5 申立人は、昭和 33 年 10 月 17 日から 46 年 12 月 1 日まで、F 社の雇用保険被保険者であったことが確認できることから、申立期間のうち

33 年 10 月 17 日から 34 年 2 月 1 日の間は、B 社 D 支社または E 社に勤務していなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 32 年 2 月 1 日の E 社における資格喪失日以降に、同社または B 社 D 支社での再取得の記録は無く、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 19 日から 33 年 4 月 25 日まで
申立期間について、脱退手当金の支給記録が有るが、請求し受け取った記憶は無い。制度自体知らなかったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社に係る申立人の健康保険被保険者番号の前後各 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年とその前後各 2 年（31 年から 35 年まで）に資格を喪失した女性で、同社単独で脱退手当金の受給要件を満たす者は 39 人確認できるところ、29 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち申立人を含む 26 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、前記 26 人のうち住所が確認できた 10 人に文書照会を行ったところ、回答のあった 7 人のうち 6 人は代理請求があったか不明としているが、1 人は、「脱退手当金を私は請求していないので、会社が代理で請求手続を行ったと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 6 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在しても不自然とまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、

申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 6 月 10 日まで
国（厚生労働省）の記録をみると、平成 9 年 10 月から 10 年 5 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっているが、実際の給与額は前年と変わらず 22 万円であり、記録が間違っていると思うので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成 10 年 6 月 10 日より後の同年 9 月 14 日付けで、9 年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本及び申立人の供述から、申立人が申立期間及び標準報酬月額の遡及減額訂正処理時点（平成 10 年 9 月 14 日）において、同社の代表取締役を務めていたことが確認できるところ、遡及訂正には会社の代表者印が必要であることから、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

なお、申立人は遡及訂正について承知していないと供述しているが、申立期間中のA社の従業員及び連絡先の分かる役員からは、申立人が当該遡及訂正に関与していないことを裏付ける関連資料及び供述を得ることができないほか、同社が委託していた税理士及び同社の他の役員は故人のため、事実関係を確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 2 月まで

昭和 60 年 5 月から同年 7 月までは、A社のB店で見習期間として販売に従事、同年 8 月から同年 10 月までは同社C店で勤務、同年 11 月から 61 年 2 月までは、同社C店で週 5 日、同社D店及び同社E店で代休や公休の交替要員として週 1 日それぞれ勤務していたが、国の記録では厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 5 月から 61 年 2 月までA社の4つの店舗で、一般の販売員及び代休や公休の交替要員として勤務していたとしている。

しかし、申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録が認められる同僚7人に照会したが、申立人を記憶している者はいないほか、A社の元人事担当役員は、「申立人が在職していれば記憶に残っているはずであるが、全く記憶に無い。交替要員は、各店舗状況を理解しているベテラン要員が担当し、短期間勤務の実績では無理であったはず。」と供述し、申立期間当時にA社で交替要員として販売に従事していた同僚も、「申立人の記憶は無い。交替要員の1店舗の勤務日数は2日から3日で、1か月に10店舗程度勤務するのが一般的であった。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できない。

また、A社は平成4年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の人事関係資料等も無いことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、A社及びその関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から28年8月31日まで
申立期間において、父親の所有する船に乗っていた。詳しいことは分からないが、船員保険の記録があるのではないかと思うので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船していた船舶について、申立人の弟に照会したところ、「兄が父と一緒に船で漁をしていたことは覚えている。兄と父が乗っていた船は、船名も無い手こぎの木造船であった。」と回答しており、申立期間当時、申立人が漁船に乗船していたことは推認できる。

しかし、船員保険に関しては、昭和22年12月1日まで、一般の漁船船員については適用対象外であるほか、同日以降についても、i) 船員保険法第17条では、「船員法第1条ニ規定スル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されていること、ii) 船員法第1条第1項では、「この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。」と規定されていること、iii) 前記船舶については、政令により、推進機関を備えない総トン数30トン未満の漁船は対象外とされていることから、申立人は申立期間において、船員法上の船員ではなく、船員保険の被保険者に該当しなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。